

会 議 録 目 次

令和 8 年第 2 回海田町議会定例会（第 1 日目）

令和 8 年 3 月 3 日（火）午前 9 時 0 0 分 開会

| | | |
|--------|---|----|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名について…………… | 5 |
| 日程第 2 | 会期の決定について…………… | 5 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 | |
| | ①議会報告…………… | 6 |
| | ②行政報告…………… | 9 |
| 日程第 4 | 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦について…………… | 12 |
| 日程第 5 | 同意第 1 号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について…………… | 13 |
| 日程第 6 | 同意第 2 号 教育委員会委員の任命の同意について…………… | 14 |
| 日程第 7 | 第 2 号議案 土地所有権確認に関する訴えの提起について…………… | 15 |
| 日程第 8 | 第 3 号議案 海田町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例 の制定について…………… | 18 |
| 日程第 9 | 第 4 号議案 海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準 を定める条例の一部を改正する条例の制定について…………… | 19 |
| 日程第 10 | 第 5 号議案 海田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定 める条例の制定について…………… | 19 |
| 日程第 11 | 第 6 号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定につい て…………… | 21 |
| 日程第 12 | 第 7 号議案 海田町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定 について…………… | 22 |
| 日程第 13 | 第 8 号議案 令和 7 年度海田町一般会計補正予算（第 9 号）…………… | 24 |
| 日程第 14 | 第 9 号議案 令和 7 年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）…………… | 28 |
| 日程第 15 | 第 10 号議案 令和 7 年度海田町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）…………… | 29 |
| 日程第 16 | 第 11 号議案 令和 7 年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）…………… | 31 |

| | | | |
|-------|--------|--------------------------|----|
| 日程第17 | 第12号議案 | 令和7年度海田町下水道事業会計補正予算（第3号） | 32 |
| 日程第18 | 施政方針 | | 33 |
| | | （延 会） | 45 |

令和8年第2回海田町議会定例会

会議録(第1号)

1. 招集年月日 令和8年3月3日(火)
2. 招集の場所 海田町議会議事堂
3. 開会(開議) 3月3日(火)9時00分宣告(第1日)

~~~~~○~~~~~

4. 応招議員(16名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 後原一隆  | 2番  | 夏野光   |
| 3番  | 和田法子  | 4番  | 白井政志  |
| 5番  | 石橋京子  | 6番  | 西田誠一  |
| 7番  | 玉川真里  | 8番  | 小田久美子 |
| 9番  | 大高下光信 | 10番 | 大江康子  |
| 11番 | 宗像啓之  | 12番 | 岡田良訓  |
| 13番 | 久留島元生 | 14番 | 多田雄一  |
| 15番 | 崎本広美  | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

5. 不応招議員(0名)

なし

~~~~~○~~~~~

6. 出席議員(16名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 後原一隆  | 2番  | 夏野光   |
| 3番  | 和田法子  | 4番  | 白井政志  |
| 5番  | 石橋京子  | 6番  | 西田誠一  |
| 7番  | 玉川真里  | 8番  | 小田久美子 |
| 9番  | 大高下光信 | 10番 | 大江康子  |
| 11番 | 宗像啓之  | 12番 | 岡田良訓  |
| 13番 | 久留島元生 | 14番 | 多田雄一  |
| 15番 | 崎本広美  | 16番 | 桑原公治  |

~~~~~○~~~~~

7. 欠席議員(0名)

なし



8. 説明のため議場に参加した者の職氏名

| | | |
|-------------|---|-----------|
| 町 | 長 | 竹野内 啓 佑 |
| 副 町 | 長 | 夏 目 啓 一 |
| 教 育 | 長 | 森 山 真 文 |
| 企 画 部 | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 総 務 部 | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 町 民 生 活 部 | 長 | 丹 羽 勤 |
| 福 祉 保 健 部 | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 建 設 部 | 長 | 木 村 生 栄 |
| 教 育 次 | 長 | 新 藤 正 敏 |
| 企 画 部 次 | 長 | 吉 本 真 人 |
| 建 設 部 次 | 長 | 門 前 誠 司 |
| 資 産 活 用 課 | 長 | 久保 隅 聡 |
| 財 政 経 営 課 | 長 | 倉 本 勇 登 |
| 総 務 課 | 長 | 中 村 修 介 |
| 防 災 課 | 長 | 松 井 良 哲 |
| デジタル推進課 | 長 | 富 田 誠 |
| 地 域 み ら い 課 | 長 | 山 田 長 秀 |
| 税 務 課 | 長 | 杉 本 幸 穂 |
| 住 民 課 | 長 | 水 川 綾 子 |
| 社 会 福 祉 課 | 長 | 田 村 健 二 |
| こ ど も 課 | 長 | 大 村 隆 |
| 長 寿 保 険 課 | 長 | 岩 本 宏 美 |
| 健康づくり推進課 | 長 | 下 田 由 香 里 |
| 建 設 課 | 長 | 早 稲 田 誠 |
| 上 下 水 道 課 | 長 | 吉 川 寛 |
| 学 校 教 育 課 | 長 | 立 田 春 美 |

生涯学習課長 下野 武士
会計管理者 森原 知美
まちデザイン課建築営繕室長 矢熊 健治
文教施設整備室長 重西 康平

9. 職務のため議場に参加した者の職氏名

議会事務局長 中山 えり
次 長 戸 成 正 考
主 任 須 崎 亮

10. 議 事 日 程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 会期の決定について
- 日程第3 諸般の報告
①議会報告
②行政報告
- 日程第4 諮問第1号 人権擁護委員の推薦について
- 日程第5 同意第1号 固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について
- 日程第6 同意第2号 教育委員会委員の任命の同意について
- 日程第7 第2号議案 土地所有権確認に関する訴えの提起について
- 日程第8 第3号議案 海田町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 第4号議案 海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 第5号議案 海田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第11 第6号議案 海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 第7号議案 海田町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 第8号議案 令和7年度海田町一般会計補正予算（第9号）
- 日程第14 第9号議案 令和7年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

- 日程第15 第10号議案 令和7年度海田町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第16 第11号議案 令和7年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 第12号議案 令和7年度海田町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 日程第18 施政方針
- 日程第19 一般質問
- 日程第20 第13号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 第14号議案 海田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 第15号議案 海田町犯罪被害者等支援条例の制定について
- 日程第23 第16号議案 海田町道路占用料に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 第17号議案 令和8年度海田町一般会計予算
- 日程第25 第18号議案 令和8年度海田町国民健康保険特別会計予算
- 日程第26 第19号議案 令和8年度海田町介護保険特別会計予算
- 日程第27 第20号議案 令和8年度海田町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第28 第21号議案 令和8年度海田町水道事業会計予算
- 日程第29 第22号議案 令和8年度海田町下水道事業会計予算

~~~~~〇~~~~~

## 11. 議 事 の 内 容

午前9時00分 開会

○議長（桑原） 皆さん、おはようございます。本日は大変御苦勞様です。

ただいまの出席議員数は16名でございます。定足数に達しておりますので、令和8年第2回海田町議会定例会を開会いたします。

なお、本日は、地方自治法第121条の規定により、町長、教育長及び説明の委任を受けた者の出席を求めています。本日、報道関係者のカメラ等の撮影については許可をいたしますので、御了承ください。また、議場内ではスマートフォンや携帯電話をお持ちの方、音が鳴らないようにしていただきますよう、お願いをいたします。確認をしてください。

直ちに、本日の会議を開きます。去る1月26日に、令和7年度こども議会が開催されました。こども議員14名から、町の課題、その解決策を聞き、自分たちの町は自分たちでつくるという強い思いがひしひしと伝わるとともに、我々議員として責任を再確認し

たところでございます。

また、2月8日には衆議院議員総選挙が行われました。選挙管理委員会事務局をはじめ、職員の皆さんは極めて短期間での準備、限られた期間で膨大かつミス許されない選挙事務に対応されました。また、その投票日には、当日、大雪警報が発令され、その災害対応も重なり、大変な状況の中で無事に職務を遂行されましたこと、心より感謝を申し上げます。

さて、本定例会は町民の生活を支える令和8年度当初予算などを審議するとても重要な会議です。その内容は多種多様にわたり、膨大なものとなっております。一つ一つの政策が町民の満足度を高め、納得のいく施策であるのか、良いまちづくりにつながっていくのかなどを観点に十分審議を行い、町政運営に反映するよう臨んでいきたいと思っております。

この際、町長から発言の申出がございます。これを許します。竹野内町長。

○町長（竹野内）皆さん、おはようございます。本日、令和8年第2回海田町議会定例会の招集を申し上げましたところ、議員の皆様には御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。本定例会には、諮問1件、同意2件、訴えの提起1件、条例制定2件、条例改正7件、補正予算5件、当初予算6件を提出しております。議員の皆様方におかれましては、十分に御審議の上、是非とも是非とも御議決をいただきますよう、よろしくお祈りを申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお祈りいたします。

○議長（桑原）本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しております日程第1から日程第29に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、議長より、4番、白井議員、5番、石橋議員を指名いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日から3月13日までの11日間といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、会期は本日から3月13日までの11日間と決  
します。

この際、議長より執行部の皆さんにお願いをいたします。質疑の際には答弁漏れがな  
きよう、十分気をつけて答弁していただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、諸般の報告を行います。まず、議会報告でございますが、議会
の動きとしてお手元に配付をしております12月定例会以降の主なものについて報告を
いたします。

まず初めに、2月19日、広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されました
ので、本議会選出の議員でございます久留島議員から議会の概略について報告を求める
ことにします。久留島議員。

○13番（久留島）令和8年2月19日に、令和8年第1回広島県後期高齢者医療広域連合
議会定例会が開催されましたので、本議会選出の私から議会の概略について御報告いた
します。

定例会においては、人事案件1件、条例案件3件、その他案件1件、予算案件4件の
議案9件が提出されました。まず、人事案件として、議案第9号、広島県後期高齢者医
療広域連合副広域連合長の選任につきましては、東広島市長の高垣廣徳氏が選任されま
した。次に、条例案件として、行政手続法の一部改正により書面掲示規制の見直しを行
うなど規定の整理を行う議案第1号、広島県後期高齢者医療広域連合行政手続条例の一
部改正について、地方自治法及び地方自治法施行令の一部改正に伴い、規定の整理を行
う議案第2号、広島県後期高齢者医療広域連合長などの損害賠償責任の一部免責に関す
る条例の一部改正について、令和8年度及び令和9年度の保険料率を定めるとともに、
高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う保険料の賦課限度額の引上
げ及び低所得者に対する保険料の軽減措置などについて所要の改正を行う議案第3号、
広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてが、原
案のとおり可決されました。次に、その他案件として、被保険者証の廃止に伴う被保
険者の資格管理に関する事務等の変更など、計画の一部を改定する議案第4号、広島県
後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部改正についてが、原案のとおり可決され
ました。次に、予算案件として、特別会計への事務費繰出金の減額などに伴う議案第5号、
令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算第2号、出産育児支援金額

の決定による財源更正などに伴う議案第6号、令和7年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算第3号が原案のとおり可決されました。次に、議案第7号、令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計予算については、歳入歳出それぞれ15億9,002万6,000円とし、議案第8号、令和8年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計予算については、歳入歳出それぞれ5,135億1,721万6,000円とし、いずれも原案どおり可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管しておりますので、御覧いただきたいと思っております。以上で、令和8年第1回広島県後期高齢者医療広域連合議会定例会についての報告を終わります。

○議長（桑原）続いて、12月19日及び2月20日に、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会が開催されました。組合議会議員であります私から議会の概略について御報告を申し上げます。

安芸地区衛生施設管理組合議会報告。まず、令和7年12月19日に開催されました令和7年第2回定例会におきまして、報告1件、専決処分の承認4件、条例改正2件、決算認定1件、補正予算2件が提出されました。まず、報告案件として、令和6年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計繰越明許費繰越計算書について報告がありました。続いて、専決処分の承認として、職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について、職員の給与に関する条例の一部改正について、組合議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について、及び会計年度任用職員の報酬、期末手当、勤勉手当及び費用弁償に関する条例の一部改正についてが提出され、いずれも全会一致で承認されました。続いて、条例改正として、職員の給与に関する条例の一部改正について、及び安芸地区衛生施設管理組合安芸クリーンセンター設置管理条例の一部改正についてが提出され、全会一致で原案のとおり可決されました。次に、決算認定として、令和6年度安芸地区衛生施設管理組合各会計歳入歳出決算認定についてが提出され、一般会計歳入総額5億5,359万6,831円、歳出総額5億817万150円、差引総額4,542万6,681円、特別会計歳入総額12億6,362万8,828円、歳出総額12億1,745万803円、差引総額4,617万8,025円となり、監査委員から各会計とも適正に処理をされていることを報告を受け、全会一致で認定されました。次に、補正予算として、まず令和7年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計補正予算について、歳入歳出それぞれ1,925万1,000円増額をし、予算総額を6億3,879万5,000円とするもので、令和7年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算については、款項間の組み換え等を行うもので、歳入

歳出の増額なく、いずれも全会一致で原案どおり可決されました。

次に、令和8年2月20日に開催されました令和8年第1回定例会においては、条例改正1件、予算案件2件、その他案件1件が提出されました。まず、条例改正として、職員の給与に関する条例の一部改正についてが提出され、全会一致で原案どおり可決されました。次に、その他案件として、令和8年度における組合経費の関係市町の負担金の負担方法について審議され、本町の負担金は安芸地区衛生施設管理組合一般会計3,058万8,872円、安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計4億234万2,906円と決定されました。次に、予算案件として、令和8年度安芸地区衛生施設管理組合一般会計予算について、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億6,268万5,000円と定めるもので、また令和8年度安芸地区広域ごみ焼却場事業特別会計補正予算については、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億7,314万3,000円と定めるもので、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、御覧いただきたいと思えます。以上で、安芸地区衛生施設管理組合議会定例会についての報告を終わります。

続いて、2月13日に、令和8年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会が開催をされ、組合議会の議員であります私から議会の概略について御報告を申し上げます。広島県市町総合事務組合報告書。第1回定例会につきましては、条例改正2件、補正予算1件、令和8年度当初予算1件が提出されました。まず、条例改正として、広島県市町総合事務組合退職手当支給条例等の一部を改正する条例、及び広島県市町の消防団員等公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例が提出され、いずれも全会一致で原案のとおり可決されました。続いて、補正予算について、令和7年度広島県市町総合事務組合一般会計補正予算第1号が提出され、歳入歳出それぞれ2,564万2,000円を追加し、予算総額をそれぞれ44億2,606万6,000円とするもので全会一致で可決をされました。次に、当初予算として、令和8年度広島県市町総合事務組合一般会計予算が提出され、歳入歳出予算の総額、それぞれ41億7,188万6,000円と定めるもので全会一致で可決をされました。なお、関係資料は議会事務局に保管をしておりますので、御覧をいただきたいと思えます。以上で、令和8年第1回広島県市町総合事務組合議会定例会についての報告を終わります。

次に、12月19日に、令和7年度海田高等学校財産組合議会が開催され、組合議会議員であります私が出席をしました。

次に、2月5日に、令和7年度安芸郡町議会議長連絡協議会研修会を開催し、今後の

公共施設等整備のあり方について、講師を招き御講演いただきました。

次に、2月17日に、広島県町議会議員研修会があり、議員14名が参加をいたしました。そこで広島県町議会議長会令和7年度自治功労者表彰がありまして、町議会議員として岡田議員、久留島議員が20年以上の在職の表彰を受けられました。広報コンクールにおきましては、広報紙部門に入選をし、表彰を受けました。

次に、2月18日から19日まで、安芸郡町議会議長連絡協議会行政視察があり、私が参加をいたしました。なお、12月定例会以降、常任委員会調査等実施状況を議会の動きに添付しておりますので、併せて御参照いただきたいと思います。委員会関係資料は事務局に保管しております。必要な方は御覧いただきたいと思います。

続きまして、行政報告について、町長より申出がございました。これを許します。竹野内町長。

○町長（竹野内） それでは、12月定例議会後の行政執行の状況について御報告をいたします。

まず、海田小学校の校舎建替えについてです。海田小学校校舎建替基本構想の策定に向けて、2月24日に第1回海田小学校校舎建替検討部会を開催いたしました。また、保護者及び教職員へのアンケート調査を3月中に実施する予定としており、これらの結果も踏まえ、基本構想の具体的な検討を進めてまいります。

次に、クラウドファンディングについてです。海田東小学校の校舎建替えに際し、ふるさと納税制度を活用したクラウドファンディングによる寄附受付を1月から開始し、2月20日時点で37件、126万6,000円の御寄附をいただいております。

次に、海田町教育大綱の策定についてです。現行の教育大綱の計画期間は令和7年度で終了するため、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする次期海田町教育大綱を令和8年2月に策定をいたしました。引き続き、更なる教育行政の充実を目指して取り組んでまいります。

次に、コンプライアンスに関する取組についてです。12月のコンプライアンス推進月間において、全ての職員に対し、海田町職員倫理指針の再確認を通知するとともに、各所属長から職員へ倫理指針の遵守を呼び掛けました。また、職員にコンプライアンスに関するセルフチェックを実施させ、自らの行動を振り返る機会といたしました。引き続き、コンプライアンス意識の向上に取り組み、不祥事の再発防止に努めてまいります。

次に、災害対応についてでございます。1月6日に島根県東部を震源とする最大震度

5強の地震が発生し、広島県西部地域では速報値で震度4の揺れを観測したため、情報収集を行いました。本町では震度3を観測し、被害は確認されませんでした。

次に、防災関係についてでございます。1点目は、消防出初式についてです。1月11日に海田小学校で開催し、消防団及び少年消防クラブの入場行進を行うとともに、優良消防団員15名の功績を称え、表彰及び表彰の伝達を行いました。表彰式終了後にははしご乗りの実演や和太鼓と吹奏楽の演奏を行うとともに、屋外では公開訓練を実施し、雪の降る中、多くの皆様に御参観をいただきました。

2点目は防災教育についてです。12月から3月にかけて県営東海田住宅自治会ほか2団体を対象に防災出前講座を実施いたしました。

次に、基幹業務システムの標準化についてです。地方公共団体情報システムの標準化に関する法律に基づき、2月23日に標準準拠システム及びガバメントクラウドへの移行を行い、翌24日から運用を開始いたしました。

次に、家庭用防犯カメラ等設置費補助についてでございます。2月2日から町民の防犯意識の向上を図り、安全・安心なまちづくりを推進するため、国の交付金を活用した家庭用防犯カメラ等設置費補助制度を開始いたしました。2月末時点で10件の申請を受け付けております。引き続き、制度の周知に努めてまいります。

次に、町内循環バスについてです。1月5日から町内循環バス全体の利用者数の増加及び午後便の利用促進を図るため、スタンプラリープレゼントキャンペーン及び午後便運賃半額キャンペーンを実施いたしました。スタンプラリープレゼントキャンペーンは2月27日で終了いたしました。午後便運賃半額キャンペーンは3月31日まで実施しております。1月の利用者数は前年同月比15.7パーセント、348人の増加となりました。引き続き、キャンペーンの周知に努めてまいります。

次に、暮らしの安心・サポートセンター運営業務受託者の選定についてでございます。公募型プロポーザルを実施しましたところ、1者から企画提案があり、審査の結果、株式会社アソウ・ヒューマニーセンター広島支店を受託候補者として決定いたしました。今後、委託契約を締結した後、4月1日から役場庁舎内にセンターを設置し、生活困窮者等の自立相談支援などの業務を運営する予定としております。

次に、障がい者基幹相談支援センター運営業務受託者の選定についてです。公募型プロポーザルを実施したところ、1者から企画提案があり、審査の結果、特定非営利活動法人FOOT&WORKを受託候補者として決定いたしました。今後、委託契約を締結

し、引き続き総合的・専門的な相談支援などの業務を運営する予定としております。

次に、ひきこもり対策推進事業運営業務受託者の選定についてです。公募型プロポーザルを実施したところ、1者から企画提案があり、審査の結果、特定非営利活動法人FOOT&WORKを受託候補者として決定いたしました。今後、委託契約を締結し、引き続き業務を運営する予定としております。

次に、物価高対応子育て応援手当についてでございます。2月12日に、児童手当受給者に対し、4,827名分を支給いたしました。今後、新生児分や公務員分について申請に基づく支給を進めてまいります。

次に、物価高騰対応くらし応援金についてです。2月16日に、株式会社日本旅行広島支店と業務委託契約を締結し、現在、3月12日に全世帯主宛てに振り込み等に関する通知文を送付する準備を行っております。初回振込日を4月13日に設定しており、これ以降は、準備ができた方から順次振り込みをしてまいります。

次に、国及び広島県に対する要望活動についてでございます。1月7日に、広島県西部建設事務所長が来庁された際、尾崎排水機の整備及び広島市東部地区連続立体交差事業の早期完成と併せ、瀬野川及び尾崎川の継続的かつ定期的な土砂浚せつなどについて強く要望をいたしました。

次に、教育関係表彰についてです。教育の振興・発展に寄与した功績が認められ、海田南小学校校長が令和7年度広島県教育賞を受賞し、1月21日に表彰式が行われました。

次に、こども議会についてです。1月26日にこども議会が開催され、こども議員14名から海田町のために自分たちができることを発信できた、行政の仕組みや議会の役割を知り、学校での学習に役立てることができたといった感想が寄せられました。今後も学校で学んだことを基に新たな知恵を生み出し、海田のまちづくりに生かせるアイデアを披露していただけることを期待しております。

次に、公民館改修事業についてです。当初の予定どおり、1月28日に海田東公民館トイレ改修工事を完了いたしました。これにより海田東公民館のトイレの洋式化率は100パーセントとなりました。

次に、令和8年二十歳のつどいについてです。1月11日に織田幹雄スクエアで開催し、対象者326名のうち62.6パーセントに当たる204名が参加しました。今年は中学生による司会や合唱、抽せん会など、新たな取組を行い、二十歳の門出を祝福いたしました。

次に、クラシックコンサートについてです。1月28日から1月31日にかけて音楽に親

しむ機会の創出や音楽を通じた公共ホールの活性化を図るため、クラシックコンサートを開催いたしました。オペラ歌手による歌唱とピアノ演奏による町内の中学校、企業、団体でのミニコンサートや、織田幹雄スクエアでのコンサートを実施し、延べ252名の方に良質な音楽を届け、芸術文化に対する関心を高めることができました。以上、簡単ですが、行政執行状況の主なものについて御報告をいたしました。

○議長（桑原）以上で行政報告を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第4、諮問第1号、人権擁護委員の推薦についてを議題といたします。

町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）諮問第1号、人権擁護委員の推薦について。令和8年6月30日をもって、植野敏彦さんの任期が満了することに伴い、新たに原本明美さんを推薦することについて意見を求めるものでございます。詳細につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、諮問第1号、人権擁護委員の推薦について御説明いたします。説明は資料1でいたしますが、議案書は3ページでございます。それでは資料1をお願いいたします。2の任期等でございますが、人権擁護委員の任期は3年で、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、海田町の住民で人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある者の中から議会の意見を聞いて、町長が候補者の推薦を行い、法務大臣が委嘱するものでございます。3の経歴等につきましては記載のとおりで、現在、家事調停委員、法務省中国地方更生保護委員会非常勤委員、日本福祉大学非常勤講師、広島県社会福祉士会会長として御活躍しておられます。また、社会福祉士や介護福祉士の資格を有し、福祉の現場での豊富な実務経験もお持ちで、当町の事業であります巡回型認知症カフェオレンジラインの代表としても御尽力いただいております。人権擁護活動に強い意欲をお持ちであり、これらの実績を踏まえ、適任であると判断し、人権擁護委員として推薦するものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより諮問第1号について採決を行います。お諮りいたします。諮問第1号については、原本明美さんを適任とすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、諮問第1号については、原本明美さんを適任とすることに決定いたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について。令和8年3月21日をもって、梶真澄さんの任期が満了することに伴い、梶さんの再任に係る選任の同意をお願いするものでございます。詳細につきましては担当者より説明をさせていただきます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、同意第1号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について御説明いたします。説明につきましては資料2で行いますが、議案書は4ページでございます。資料2をお願いいたします。2の任期等でございますが、固定資産評価審査委員会委員の任期は3年で、選任につきましては地方税法第423条第3項の規定に基づき、当該市町村の住民、市町村税の納税義務がある者、または固定資産の評価について学識経験を有する者のうちから議会の同意を得て町長が選任するものでございます。3の経歴等につきましては記載のとおりで、平成4年に税理士登録をされ、令和2年から海田町固定資産評価審査委員会委員を務めていただいております。固定資産の評価に関する学識経験を有しておられ、固定資産評価審査委員会委員としての実績も踏まえ、適任であると判断し、選任の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより同意第1号について採決を行います。お諮りいたします。同意第1号については、これに同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、同意第1号についてはこれに同意することに決定をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第6、同意第2号、教育委員会委員の任命の同意についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）同意第2号、教育委員会委員の任命の同意について。令和8年3月21日をもって、林孝さんの任期が満了することに伴い、林さんの再任に係る任命の同意をお願いするものでございます。詳細につきましては担当者より説明させます。

○議長（桑原）総務課長。

○総務課長（中村）それでは、同意第2号、教育委員会委員の任命の同意について御説明いたします。説明は資料3でいたしますが、議案書は5ページでございます。それでは、資料3をお願いいたします。2の任期等でございますが、教育委員会委員の任期は4年で、任命につきましては地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で教育・学術及び文化に関して識見を有する者のうちから、町長が議会の同意を得て任命するものでございます。3の経歴等につきましては記載のとおりで、平成14年から現在に至るまで海田町教育委員会委員として御活躍されているところでございます。大学教授として長きにわたり勤務された御経験や、これまでの実績を踏まえ、適任と判断し、教育委員会委員としての任命の同意をお願いするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより同意第2号について採決を行います。お諮りいたします。同意第2号につい

ては、これに同意することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、同意第2号についてはこれに同意することに決定をいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第7、第2号議案、土地所有権確認に関する訴えの提起についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長(竹野内) 第2号議案、土地所有権確認に関する訴えの提起について。海田総合公園用地の土地所有権の確認について訴えを提起するものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 建設部次長。

○建設部次長(門前) それでは、第2号議案、土地所有権確認に関する訴えの提起について御説明させていただきます。議案書は6ページでございます。資料4の海田総合公園用地に係る土地所有権確認に関する訴えの提起についてにより御説明させていただきます。まず、資料の1ページをお願いいたします。1の要旨についてでございますが、この度、海田総合公園の用地を取得するため、蟻ヶ原池の管理者と土地売買契約を締結いたしました。土地の登記名義を海田町とするため、広島地方裁判所に、管理者を相手といたしまして海田町に土地の所有権があることを確認する判決を求めるものでございます。2の理由についてでございますが、当該土地については、所有者不明の土地でございまして、広島地方裁判所による管理者選任及び売却許可の後、売買及び登記を完了しようとしてまいりました。広島法務局との事前協議におきまして、登記申請に当たり地積測量図の添付を求められましたが、隣接所有者の関係相続人が約200名もいることから、地積測量図を作成する上で必要な境界確認が困難なため手続が中断している状況でございました。そこで本町の顧問弁護士を含めた関係者間で協議した結果、他県の事例を参考に裁判所の判決によって所有権が確認されることで、登記申請の際に地積測量図を添付することなく、土地の登記名義を海田町とすることができる見込みが立ったものでございます。資料の2ページをお願いいたします。次に、3の手続きの流れについてでございますが、イメージ化しやすいように手続の流れをフローチャート形式にしております。現在のところ網かけをしております。広島地方裁判所による管理者の選任及び売却許可の決定、更には12月定例会において土地の取得代金に係る補正予算の議決をいただ

いた後に、町と管理者との間で土地売買契約締結まで行っております。①の従来の方法では、法務省通達により地積測量図を登記申請書に添付する必要がありますが、先ほど御説明いたしましたとおり、地積測量図の作成が困難な状況にあることから、今回は赤枠で囲った②の確定判決による方法を選択したいと考えております。手続きの流れといたしましては、まず広島地方裁判所に所有権確認の訴えの提起を行い、確定判決を得た後に、それをもって広島法務局に登記申請を行いまして、登記完了したことを確認の上、土地代金の支払いを行うという流れで進めてまいりたいと考えております。このように、登記手続き上の問題から、一時、長期化が予想されておりましたが、顧問弁護士をはじめ様々な専門分野の方々の御尽力などにより、用地取得のめどを立てることができました。次に、4の備考についてでございますが、蟻ヶ原池の隣接地については約200名もの関係相続人がいることから、今後、用地取得には数年程度の期間が必要になるものと見込んでおります。なお、ここには書いてございませんが、今回の所有権確認の訴えの提起につきましては、町と相手方の管理者とも同様の認識でございますので、あくまでも形式的なものとして御理解いただけたらと思います。

続きまして、議案をお願いいたします。1の訴えの要旨についてでございますが、海田総合公園用地の土地所有権確認を請求するものでございます。2の訴えの理由については、広島地方裁判所の売買許可決定に基づき、買い受けた土地の所有権を確認するためのものでございます。3の訴えの相手方及び4の訴えの対象物件については、記載のとおりでございます。5の授權事項でございますが、必要に応じて記載のとおり、反訴提起などの行為をすることができることとしております。6の管轄裁判所につきましては広島地方裁判所でございます。提案の理由でございますが、海田総合公園用地の所有権確認請求事件について訴えを提起するためのものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。崎本議員。

○15番（崎本）15番、崎本でございます。今の報告では200名、まずは、最初、令和元年の災害のときに私は何回も言うとりますように、ため池はどうされますかというたら、今後検討しますと。その間、何も理由もなしに急にこれを出されましたが、数名の管理者がおると、管理者の、代表者からの訴えでこういうふうになられたと書いてありますが、200名もおられるあれでですよ、今後これをどうするか、どのようにするかを、ちよっ

と私は、200名の1名としてどういうふうにされるか。それとですよ、このため池の所有権ですが、もう相手方はほとんど知った人がおられんようの。ほいで、あなた方はどう思われるか知らんが、海田総合公園の用地を取得するのに、ため池のまわり、農地やったところを、皆、先、買収されちよるよの。買収された、買収した土地のその持ち主もほとんど死んでおられんようの。いや、知ったもんがおらんということで。昔の形跡を知った人がおらんわけよ。それをもって、こういう判決がどうのこうのいうて、ほうやったら私が言うた、ため池をどうするかいうて、災害後、令和2年か3年に再々質問しちよるが、そのときからどういう検討されたか、その検討の内容をお知らせください。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まず、ため池については、今回御説明させていただいたように、所有者不明の土地でございまして、その周りの土地が約200名の相続関係人がいらっしゃるといふことで、確かに当時の状況を知っておられる方はいないといふことでございまして、現在は土地、まずはため池については、今回の判決によって所有権を得るといふ手続きを取ろうと考えております。周辺についてはどうしても、周辺の約200名の方々についてはそれぞれ相続関係人の方から所有権を得るための手続き、一つ一つ進めていきたいといふふうを考えております。そうした中で、現在、海田総合公園で整備を進めておりますが、そういった相続関係人の方々から所有権を得た上で、それで工事を行う必要があるといふふうを考えておりますので、今後、一つ一つ、関係のほう、権利のほうを取得しながら進めてまいりたい、このように考えております。

○議長（桑原）崎本議員。

○15番（崎本）200名もおられるのが分かるとっての、200名から取得のね、これ売買契約をしましょういうて、200名の方か、いつ頃までにそれを完了されるか。それを200名の方々一人ひとりに交渉されるあれがあるんなら、それをいつ頃までにされるか、ちょっと詳しくお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）御指摘のとおり、ある程度、長期的な時間を要するといふふうに思っておりますが、いたずらに延ばす必要はないといふふうに考えておりますので、来年度から専門家の方々にそういったことを委託することも考えて、それで、一遍にはできませんので、全部で18、19、20人弱の方から枝分かれして200になっておりますので、一つの何人かの、もともとの何人かの所有者の方、その方を単位として、それで、ですか

ら、何十人か単位になるかもしれませんが、1回目はですね、それを例えば5年、6年、そういった単位でできるだけ早く、そういった所有権の取得のための手続きを進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（桑原） 崎本議員。

○15番（崎本） そういうことを決めとるんなら、それじゃ、その専門家の、調査をされる方、あるいはそういう内容にこれが出てますから、その内容をはっきりと個人的にでもちょっと内容を確認したいと思いますが、それができますか。

○議長（桑原） 建設部次長。

○建設部次長（門前） どういった内容かによって、お答えできる部分とお答えできない部分がございますので、また、その辺は後ほどお話しいただければと思います。

○議長（桑原） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第2号議案について採決を行います。お諮りいたします。第2号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 異議なしと認めます。よって、第2号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第8、第3号議案、海田町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内） 第3号議案、海田町防災行政無線施設設置条例の一部を改正する条例の制定について。電波法の一部改正により無線局の免許状の交付方法が変更されることに伴い、所要の改正を行うものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第3号議案について採決を行います。お諮りいたします。第3号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第3号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第9、第4号議案、海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長(竹野内) 第4号議案、海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について。国の定める基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。改正の内容は新旧対照表のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長(桑原) 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第4号議案について採決を行います。お諮りいたします。第4号議案については原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第4号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第10、第5号議案、海田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長(竹野内) 第5号議案、海田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。子ども・子育て支援法等の一部改正に伴い、特定乳児等通園支

援事業の運営に関する基準を定めるため条例の制定を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原） こども課長。

○こども課長（大村） それでは、第5号議案、海田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の制定について御説明いたします。議案書の11ページ、資料7の条例の概要をお願いいたします。説明につきましては、資料7の条例の概要で説明をさせていただきます。まず、1、要旨でございますけれども、子ども・子育て支援法の一部改正及び特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準の制定に伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要が生じたため、条例を制定するというものでございます。2の認可基準と確認基準でございますけれども、本町では乳児等通園支援事業、通称こども誰でも通園制度と呼ばれるものですが、この実施に伴い、同事業の実施事業所に対する設備及び運営に関する認可基準を定めるため、海田町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を令和7年12月に制定させていただきました。同制度に関しましては、子ども・子育て支援法では、令和8年度から乳児等のための支援給付として位置付けられ、市町村では給付費の支給のための確認手続きを行うため、先ほどの条例に加え、運営の確認基準についての条例を制定する必要があります。国の特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準が示されたことから、本町におきましても同基準を踏まえて、海田町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を新たに制定するものでございます。3、その条例の概要でございますけれども、国の基準に従って町の基準を整備いたします。4、条例の構成、内容といたしましては、第1章で総則として一般原則などを示します。第2章では利用定員に関することや面談に関する事など、特定乳児等通園支援事業者の運営に関する基準を示します。第3章は雑則として、記録について、電磁的記録により行うことができるなどを示します。最後に5の施行期日でございますけれども、制度の運用が開始される令和8年4月1日とするものでございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原） 以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原） 質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第5号議案について採決を行います。お諮りいたします。第5号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第5号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第11、第6号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第6号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について。介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第6号議案、海田町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての御説明をいたします。議案書の23ページをお願いいたします。資料8の条例の概要、資料9の新旧対照表を提出しております。内容につきましては、資料8の条例の概要で御説明いたします。1の要旨でございますが、介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。次に、2の改正の概要でございますが、令和7年度税制改正により給与所得控除について引き上げる見直しが行われました。当該見直しにより、令和7年度町・県民税が非課税だったもので、令和8年度についても非課税となるように、令和7年中の就労調整を行う者のうち、意図せず介護保険料額の段階が上がってしまうものが発生する可能性があり、これを受け、当該見直しは介護保険法第142条の規定による特別の理由に該当するとして、令和8年度に限り該当者の保険料を個別申請がなくとも、令和7年度の保険料段階まで特例で減免できるとされました。これにより該当者における介護保険料の減免に係る時限的な規定の追加が必要となったことから、海田町介護保険条例を改正するものでございます。3の施行期日は令和8年4月1日でございます。以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第6号議案について採決を行います。お諮りいたします。第6号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(桑原) 異議なしと認めます。よって、第6号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長(桑原) 日程第12、第7号議案、海田町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長(竹野内) 第7号議案、海田町火入れに関する条例の一部を改正する条例の制定について。令和7年8月29日付けで国が発出した通知に基づき、本町が消防事務を委託している広島市が広島市火災予防条例を改正することに伴い、所要の改正を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長(桑原) 建設部次長。

○建設部次長(門前) では、第7号議案、海田町火入れに関する条例の一部を改正する条例について説明をさせていただきます。議案書は25ページでございます。資料10の条例の概要により、御説明をさせていただきます。まず、1の海田町火入れに関する条例についてでございますが、本条例は森林法の規定に基づきまして、森林または森林の周囲1キロメートルの範囲内にある土地における火入れについて、許可の手続きや火入れの制限などの必要な事項を定めております。なお、火入れとは森林法第21条に規定されており、原野、山岳、荒廃地、その他の土地において造成のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除等を目的として行う行為でございます。本町におきましては、近年、実施事例はございません。2の改正の趣旨についてでございますが、令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災を受けて国が発出した通知に基づきまして、令和8年4月から林野火災注意報の新設等について、本町が消防事務を委託しております広島市が今年2月末に広島市火災予防条例を改正いたしております。広島市火災予防条例に林野火災注意報が新設されることなどに伴いまして、海田町火入れに関する条例の規定について、町長の許可を受けて行う森林等における火入れの中止の条件に、林野火災注意報が発令されたときを追加するとともに、字句を整理するため所要の改正を行うものでございます。3の施行期日は令和8年4月1日でございます。4の広島市火災予防条例の

改正の概要についてでございますが、まず、（１）の林野火災注意報については、林野火災警報を発令する前段階におきまして、強い制限、罰則を伴わずに林野火災予防に係る注意喚起等を行うとしております。次に、（２）の林野火災警報の発令中における火の使用制限については、林野火災警報を発したときは林野火災の危険性を勘案して火の使用制限の対象区域を指定できるとしてしております。続きまして、資料11の新旧対照表をお願いいたします。第14条の火入れの中止の条件に、この度、広島市火災予防条例におきまして、林野火災注意報が新設されたことに伴いまして、まず、語句の整理といたしまして、異常乾燥注意報を名称変更後の乾燥注意報に改めるとともに、新たに、林野火災注意報及び林野火災警報を加えることといたします。また、第15条の緊急連絡体制の整備における海田地区消防署長の表記を広島市安芸消防署長に改めるものでございます。以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。玉川議員。

○7番（玉川）この条例の周知の方法について、どのような方法で周知徹底をされるのが1点と、もう一つは、林野火災注意報が出た場合にどのような方法で皆様に周知徹底されるのか、この2点について御答弁をお願いします。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）まず、この条例の周知につきましては、今後、ホームページであるとか、そういった媒体を通じて皆さんにお知らせしたいというふうに考えております。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）林野火災警報などが発令された場合の周知方法についてでございますけれども、まず、広島市消防局におきまして、たき火等の実施予定者への個別連絡や、発令区域の消防車両による巡回広報をされる予定とされております。町といたしましては町ホームページへの掲載や公式SNSでの情報発信を現在のところ考えております。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）チラシ等の掲示物などの依頼、自治体等への依頼等は考えていらっしゃるのかどうかということと、この条例に関して、もう一つは、町内の放送では流さないのか、市が巡回されるということではございますが、放送ではされないということでしょうか。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（門前）今、御指摘の条例の周知の掲示物につきましては、各公共施設で多くの方々に目に触れていただけるような形で、チラシの掲載をしまいたいというふうに考えております。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）今、広島市さんのほうが現状でどれぐらい発令があるかというところを調査されておられまして、例年どおりであれば、注意報であれば60回、警報であれば1回あるかないかぐらいな形になっておるんですけども、防災行政無線の活用につきましては、広島市に消防事務委託をしております坂町とか熊野町とか、そこら辺と合わせて活動について検討をしまいたいと思います。

○議長（桑原）玉川議員。

○7番（玉川）防災無線による周知につきましては、当町独自でもできることではないかと思えます。ほかの市町に合わせるということではなく、林野火災の予防の観点からは防災無線を使って、当町としてしっかり周知すべきだと思えますが、そのあたりについては御検討いただけないのでしょうか。

○議長（桑原）防災課長。

○防災課長（松井）大変失礼いたしました。確かに海田町独自のものでございますので、活用について検討させていただきたいと思えます。

○議長（桑原）ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第7号議案について採決を行います。お諮りいたします。第7号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第7号議案は原案のとおりこれを決します。

この際、皆さんに確認をしておきます。日程第13について、執行部より説明を受けて予算審査特別委員会に付託する予定でございますが、御協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第13、第8号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第9号を議題

といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第8号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第9号。この度の補正予算につきましては、低所得者支援及び定額減税補足給付金給付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）財政経営課長。

○財政経営課長（倉本）それでは、第8号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第9号について御説明いたします。資料12をお願いいたします。今回、審議をお願いする補正予算においては、額の確定、決算見込みに基づく各種事業費及び人件費関係の増減のほか、特別会計等への繰出金の増減も行っております。また、精算に伴う令和6年度国・県支出金の超過交付分に係る返還金の増額もでございます。これらにつきましては件数が多く、繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただき、主な事業について御説明いたします。

それでは、改めて資料12、令和7年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。まず、21ページをお願いいたします。21ページ下のほうでございますけれども、総務費、総務管理費の基金管理事業を3億2,874万9,000円の増額、次に、同じページ、一番下でございますけれども、財産管理事業を1,073万8,000円の増額、次に、23ページをお願いいたします。上から二つ目の事業でございます。総務費、総務管理費の町民センター・海田東公民館等複合施設整備事業を746万8,000円の増額、この2事業につきましては、併せて、概要資料を提出してございます。概要資料、資料13をお願いいたします。資料13、町民センター・海田東公民館等複合施設整備事業及び海田小学校敷地内併設施設検討事業の概要でございます。1の要旨につきましては記載のとおりでございます。2の事業概要といたしまして、（1）町民センター・海田東公民館等複合施設整備事業については、イの予算額は746万8,000円、ウの主な業務内容は基本構想及び基本計画の策定でございます。ページの右側に行きまして、（2）海田小学校敷地内併設施設検討事業については、イの予算額1,073万8,000円、ウの主な業務内容といたしましては、検討対象となる施設の機能整理、類似施設の全国調査、町民の意向把握などでございます。次のページをお願いいたします。3のスケジュールにつきましては記載のとおりでございます。この2事業につきましては、併せて繰越明許費を設定いたします。

それでは、改めて、資料12をお願いいたします。29ページをお願いいたします。29ペ

ージ、中ほどですけれども、総務費、戸籍住民基本台帳費の戸籍システム改修事業を825万円の増額、社会保障・税番号制度システム整備対応などにかかり委託料を増額させるものでございます。特定財源として社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用し、また、併せて、繰越明許費を設定いたします。その下の住民基本台帳システム改修事業を181万5,000円の増額、氏名、振り仮名、市町村長記録対応などのシステム改修にかかり、委託料を増額させるものでございます。特定財源として社会保障・税番号制度システム整備費補助金を活用し、また、併せて、繰越明許費を設定いたします。

75ページをお願いいたします。75ページ、上から二つ目の事業でございますが、教育費、小学校費の小学校空調設備改修事業を1,070万円の増額、こちらは資料14として工事等箇所図を併せて提出しておりますけれども、海田西小学校の職員室及び保健室、並びに海田南小学校の普通教室、保健室及び日本語指導教室の空調設備を更新することに伴い、工事請負費を増額させるものでございます。特定財源といたしまして、国の学校施設環境改善交付金及び町債を活用いたします。また、併せて、繰越明許費を設定いたします。79ページをお願いいたします。79ページ、上から二つ目の事業でございます。教育費、中学校費の中学校改修事業を666万9,000円の増額、うち、海田中学校及び海田西中学校受変電設備変圧器取替工事につきましては、両中学校に設置してある受変電設備の取替えに伴い、工事請負費を増額させるものでございます。こちらも資料14として、工事等箇所図を提出してございます。特定財源として町債を活用し、併せて、繰越明許費を設定いたします。

続きまして、歳入でございます。2ページ、3ページをお願いいたします。歳入につきましても、額の確定や決算見込みのほか、歳出の補正に連動した特定財源の増減等がございますが、こちらも件数が多く、繰返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます、主なもののみ御説明いたします。

それでは、改めまして、2ページ、3ページ、一番上の1款、町税を1億3,719万9,000円の増額、個人住民税、法人住民税及び固定資産税の増収に伴うものでございます。次に、6ページ、7ページをお願いいたします。一番上の11款、地方交付税を4億4,402万9,000円の増額、普通交付税について基準財政需要額の増額に伴うものでございます。次に、14ページ、15ページをお願いいたします。一番上の19款、繰入金を7億207万5,000円の増額、うち財政調整基金繰入金については今回の補正に係る財源調整として7億209万8,000円を減額させるものでございます。次に、中ほどの20款、繰越金を2億1,516

万7,000円の増額、前年度繰越金を増額させるものでございます。

続いて、議案を御説明いたします。第8号議案をお願いいたします。今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ943万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ148億7,128万1,000円とするものでございます。また、繰越明許費の補正については、第2表により、5ページ、6ページのとおり追加し、また、7ページのとおり変更いたします。次に、地方債の補正につきましては、第3表により、8ページのとおり追加し、また、9ページ、10ページのとおり変更するとともに、11ページのとおり廃止いたします。

すいません、ちょっと1点訂正させていただきたいのですが、資料12に戻っていただきまして、15ページをお願いいたします。先ほど、繰入金を7億207万5,000円の増額と申し上げました。こちらは減額の間違いでございます。申し訳ありません、訂正させていただきます。以上で、令和7年度海田町一般会計補正予算第9号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。この際、議長より発議をしたいと思います。第8号議案、令和7年度海田町一般会計補正予算第9号については、議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本件は議長を除く議員全員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することと決めます。この際、ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の皆さんは、正副委員長の互選を行い、議長に報告してください。

暫時休憩をいたします。再開は追って報告します。

~~~~~○~~~~~

午前10時22分 休憩

午前10時32分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

ただいま予算審査特別委員会、委員長、副委員長の互選が行われましたので、その結果について御報告申し上げます。委員長に宗像議員、副委員長に白井議員と決しております。

暫時休憩いたします。再開は10時45分。

~~~~~○~~~~~

午前10時32分 休憩

午前10時45分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第14、第9号議案、令和7年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第9号議案、令和7年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号。

この度の補正予算につきましては、療養給付事業費の減額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明させます。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）それでは、第9号議案、令和7年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、資料15、令和7年度補正予算説明書にしたがって、歳出から御説明いたします。それでは、歳出の主な事業について御説明いたします。10ページ、11ページをお願いいたします。保険給付費、療養諸費の療養給付事業につきましては、支給額が当初の見込みを下回ったため、3,000万円減額するものでございます。12ページ、13ページをお願いいたします。保険給付費、高額療養費の高額療養事業につきましては、支給額が当初の見込みを下回ったため、500万円減額するものでございます。14ページ、15ページをお願いいたします。保険給付費、出産育児諸費の出産育児一時金支給事業につきましては、支給額が当初の見込みを下回ったため、200万円減額するものでございます。26ページ、27ページをお願いいたします。基金積立金の基金管理事業につきましては、歳入歳出の剰余金が見込まれるため、940万円増額するものでございます。28ページ、29ページをお願いいたします。諸支出金、償還金及び還付加算金の保険給付費等交付金償還事業につきましては、令和6年度に受けた交付金について、実績に基づき、約665万4,000円を返還するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。1款、国民健康保険税は県の推計値を用いて税率の算定を行っていますが、被保険者1人当たりの所得水準が県の見込みを下回ったため、医療給付費分現年課税分を560

万円、介護納付金分現年課税分を100万円、それぞれ減額するものでございます。続きまして、4款、県支出金、保険給付費等交付金の普通交付金につきましては、歳出の保険給付費等の減額分として、3,298万3,000円を減額するものでございます。その下、特別交付金につきましては、当初の見込みを下回ったこと、及び歳出の減額に伴う財源調整のため、それぞれ減額するものでございます。続きまして、6款、繰入金、一般会計繰入金につきましても、財源調整のため、それぞれ補正するものでございます。4ページ、5ページをお願いいたします。基金繰入金、海田町国民健康保険基金繰入金につきましては、先ほど、国民健康保険税にて御説明しました保険税不足分等の財源として653万円増額するものでございます。続きまして、7款、繰越金、前年度繰越金につきましては、令和6年度決算剰余金処分に伴う繰越金、784万7,000円を整理するものでございます。

次に、議案を御説明いたします。第9号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,099万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ22億2,844万8,000円とするものでございます。以上で、令和7年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第9号議案について採決を行います。お諮りいたします。第9号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第9号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第15、第10号議案、令和7年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第10号議案、令和7年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号。この度の補正予算につきましては、施設介護サービス給付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本） それでは、第10号議案、令和7年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料16、令和7年度補正予算説明書にしたがい、歳出から主な事業について御説明いたします。資料16の保険事業勘定の14ページ、15ページをお願いいたします。保険給付費の介護サービス等諸費の施設介護サービス給付事業については、利用者数及び1人当たりの給付費が見込みを上回ったため、8,000万円を増額するものでございます。その他の保険給付費についても利用者数や1人当たりの給付費の執行見込みを踏まえ、それぞれ増額、減額を行うものでございます。28ページ、29ページをお願いいたします。基金積立金の介護給付費準備基金積立金の基金管理事業については、介護給付費の増加に伴い、2,250万6,000円を減額するものでございます。

次に、歳入について、主なものについて御説明いたします。4ページ、5ページをお願いいたします。3款、支払基金交付金の介護給付費交付金の社会保険診療報酬支払基金交付金2,642万8,000円、4款、国庫支出金の国庫負担金の介護給付費法定負担金1,295万6,000円、6ページ、7ページの5款、県支出金の県負担金の介護給付費法定負担金2,032万4,000円については、介護給付費が見込みを上回ったため、それぞれ増額するものでございます。8ページ、9ページをお願いいたします。7款、繰入金の基金繰入金の介護給付費準備基金繰入金については、介護給付費が見込みを上回ったため、1,883万8,000円を増額し、次の8款、繰越金の前年度繰越金については、額の確定に伴い、910万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、介護サービス事業勘定について、歳出から御説明いたします。38ページ、39ページをお願いいたします。事業費の地域支援事業費の介護予防支援事業については、ケアプラン作成業務委託料が見込みを下回ったため、56万2,000円を減額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。36ページ、37ページをお願いいたします。1款、サービス収入の予防給付費収入の介護予防ケアマネジメント収入については、ケアプラン作成件数が見込みを下回ったため、95万7,000円を減額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第10号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に9,885万2,000円を追加し、歳入歳出の総額を22億8,305万9,000円とし、介護サービス事

業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から56万2,000円を減額し、歳入歳出の総額を1,435万円とするものでございます。以上で、令和7年度海田町介護保険特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第10号議案について採決を行います。お諮りいたします。第10号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第10号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第16、第11号議案、令和7年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第11号議案、令和7年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号。

この度の補正予算につきましては、保険料等納付事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明をさせます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（岩本）それでは、第11号議案、令和7年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

資料17、令和7年度補正予算説明書にしたがいまして、歳出から御説明いたします。資料17の4ページ、5ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業については、保険料等負担金のうち保険基盤安定分、また、確定した前年度繰越金と合わせて161万円を増額するものでございます。

次に、歳入について御説明いたします。2ページ、3ページをお願いいたします。2款、繰入金の一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金については、広域連合納付金の減額に伴い、106万6,000円を減額し、次の3款、繰越金の前年度繰越金については、額の確定に伴い、267万6,000円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第11号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に161万円を追加し、歳入歳出の総額を5億2,003万7,000円とするものでございます。以上で、令和7年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第11号議案について採決を行います。お諮りいたします。第11号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第11号議案は原案のとおりこれを決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第17、第12号議案、令和7年度海田町下水道事業会計補正予算第3号を議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。竹野内町長。

○町長（竹野内）第12号議案、令和7年度海田町下水道事業会計補正予算第3号。この度の補正予算につきましては、他会計負担金の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては担当者より説明させます。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（吉川）それでは、第12号議案、令和7年度海田町下水道事業会計補正予算第3号について御説明いたします。

初めに、資料18の令和7年度下水道事業会計補正予算説明書にしたがいまして、御説明いたします。それでは、資料18の2ページをお願いいたします。収益的収入の下水道事業収益の営業収益です。他会計負担金につきましては、雨水処理費の増に伴い、一般会計繰入金の雨水分が増額となることから、負担金を1,003万7,000円増額するものでございます。次に、営業外収益です。他会計補助金につきましては、一般会計繰入金の汚水分が減額となることから、補助金を424万3,000円減額するものでございます。次に、資本的収入の他会計出資金です。他会計出資金につきましては、雨水資本費の増に伴い、

一般会計繰入金の雨水出資分が増額となることから、出資金を42万5,000円増額するものでございます。

それでは、続きまして、第12号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算第3条に定めた収益的収入の予定額の第1款、下水道事業収益を579万4,000円増額し、9億3,187万8,000円とするものでございます。次に、第3条でございますが、予算第4条の本文括弧書き中の資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,316万1,000円を資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額1億7,273万6,000円に、当年度分損益勘定留保資金3,391万6,000円を当年度分損益勘定留保資金3,349万1,000円に改め、資本的収入を予定額の第1款、資本的収入を42万5,000円増額し、6億3,746万9,000円とするものでございます。以上で、令和7年度海田町下水道事業会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより第12号議案について採決を行います。お諮りいたします。第12号議案について原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第12号議案は原案のとおりこれを決します。

説明員入替えのため、暫時休憩します。再開は11時10分。

~~~~~○~~~~~

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

日程第18、施政方針について、町長より申出がございましたので、これを許します。竹野内町長。

○町長（竹野内）令和8年度施政方針、令和8年度一般会計及び特別会計等の各予算をは

じめ、関係議案の審議をお願いするに当たり、所信の一端と令和8年度予算の概要及び主要施策について申し上げます。

今年、海田町が歩みを始めてから70周年という記念すべき節目であり、同時に、これから5年を展望する第5次海田町総合計画後期基本計画が動き出す重要な年でもあります。現在、海田町では、広島南道路、広島市東部地区連続立体交差事業、小学校建替えなど、次世代へとつなぐ大型ハード事業が進んでいます。しかし、どれだけ立派な施設ができて、そこに暮らす幸せの実感がなければ、本当の意味で豊かなまちとは言えません。大型ハード事業を進めている今だからこそ、町政のあらゆる分野に人に寄り添うヒューマンスケールの視点を取り入れ、浸透させてまいります。居心地の良い空間、温かなコミュニティ、挑戦が形になる実感など。町民一人ひとりの生活の質を大切にすするスタンスで各種施策に取り組んでまいります。目に見えるハード施策と、心の通い合うソフト施策、この両輪を調和させることで、70年の歴史に感謝しつつ、誰もが憧れるまちを志向し、住みたい・住み続けたい・帰ってきたいと思えるまちづくりを着実に進めていきます。

町政運営について。次世代に課題を先送りすることや負担のつけを回すことは、海田町の持続的な発展や町民の将来の安心にはつながりません。海田町が直面する課題に向き合い、一つ一つ答えを出していく。財政の持続可能性に配慮しながら、総合計画に基づき各種施策の着実な実施、中心拠点と地区拠点を中心としたまちづくりの進展により、町民の皆様が暮らしやすさを実感し、次世代に誇れるまちを目指します。未来の設計図となる総合計画は、単なる職員の手引書ではなく、職員一人ひとりが各種施策の目標値の達成にコミットするよう、適切にマネジメントしてまいります。

対話について。これまで、特定のテーマに関する関係者との意見交換や、各種事業の住民説明会などの機会を通して、町民の皆様と積極的に対話を重ねてまいりました。就任3年目を迎えたタイミングにおいて対話ボックスの運用を開始し、町民の皆様との新たな対話のチャンネルを増やしたところでございます。引き続き、対話を通して、町民の皆様へのニーズや町政の改善点などをつぶさに把握しながら、地域課題の早期解決につなげてまいります。

現場について。これまで、施策のアップデートや事務事業の見直しなどの取組を通して、職員とコミュニケーションを図ってきました。令和8年度は職員のグッドアクションを評価するなど、ボトムアップ型の仕組みを取り入れながら、現場の声をより良い施

策に生かすように取り組んでまいります。

デジタル化の推進について。町民の皆様が来庁しなくとも手続可能にするなど、住民サービスの向上を第一に、効率的で効果的な行政運営や生産性の向上につながるよう、継続的に取り組みます。令和6年度に導入した公共施設のオンライン予約システムについて、織田幹雄スクエアやこうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザに加え、グラウンドや体育館などの学校体育施設を対象施設に追加します。町税や上下水道料金等の口座振替の申込み手続きについて、ウェブによる受付サービスを開始します。

海田町の人口は、令和8年1月末現在、3万706人でございます。令和5年9月に3万800人を超えて以来、若干の増減を繰り返しながら、おおむね横ばいで推移してきましたが、直近1年間では、自然増減、社会増減ともにマイナスとなり、今後の人口動態には留意が必要な状況です。全国的な少子高齢化トレンド、全県的な転出超過の波が押し寄せる中、本町においても、今後、本格的な人口減少局面を迎えることが予想されます。こうした波に抗うべく、総合計画の中で人口ビジョンを定め、令和12年における総人口の目標値を3万600人に設定いたしました。定住地の選択の際には、子育てがしやすいだけでなく、緑豊かな住環境、活気があって楽しい、景観が良い、経営が成り立つなど、様々な判断要素があります。これらの要素が重なり合って初めて人口の維持が可能になります。目標値が掛け声倒れにならないよう、人口の維持を念頭に置いた施策を展開していきます。

総合計画では、住みたい・住み続けたい・帰ってきたいまちを目指す都市像として設定いたしました。この都市像に基づく施策の実施と目標の達成を通じて、町外への人口流出を抑制し、町内への人口流入を増加させる流れを生み出します。

人口流入を増加させる実効性ある取組として、東京圏からの移住者に対する移住支援金制度を創設し、若年層や子育て世帯の獲得に注力いたします。専用の相談窓口に加え、ホームページに魅力発信移住専用サイトを立ち上げ、本町の魅力を発信するとともに、移住検討者の不安解消に向けた伴走型の支援体制を整えます。

人口流出を抑制させる重要な鍵として、シビックプライドの醸成に取り組みます。その大きな契機となるのが町制施行70周年記念事業です。本事業を行政主体の単なる式典や一過性のイベントに終わらせないよう工夫いたします。町民アイデア募集を通じて皆様の夢や発想を反映させ、年間を通じてにぎわいを創出し、官民一体で祝祭を盛り上げます。そこで生まれた新たなつながりや仕組みは次年度以降も地域活性化のエンジンと

いたします。先人から受け継いだ歴史を尊び、私たちが新たな息吹を吹き込み、次世代に誇れるレガシーを築き上げていく一歩といたします。

また、住みたい・住み続けたい・帰ってきたいにひもづく施策をターゲット層へ確実にリーチさせるため、情報発信の在り方も刷新いたします。アウトプロモーションとして、ホームページの充実に加え、SNSや動画コンテンツを活用し、本町の暮らしやすさをリアルタイムに発信できる体制を整えます。インナープロモーションとして、広報紙の紙面デザインや構成を刷新し、公式LINEを強化することで、本町の取組や魅力を町民目線で分かりやすく発信いたします。とりわけ、コアターゲットとなる若者・女性への訴求力を高めるため、地域未来交付金等の有利な財源を確保し、新たにシティープロモーション事業を始動いたします。本町の魅力を凝縮した独自性のあるプロモーションを展開し、町民のシビックプライドを醸成するとともに、町外における認知度やイメージ向上を図り、関係人口や移住人口の増加を目指します。また、新たに策定したブランドロゴ・メッセージ、K a i t a f u l D a y s . を活用し、本町の強みである、あなたらしいちょうどいい暮らしを効果的にPRすることで、かいたブランドの浸透と定着を図ります。施策と連動する広報を考え、実行し、住みたいと思える動機付けを提供し、住み続けたいと思える町政の理解促進や、帰ってきたいと思えるまちへの愛着形成を狙います。

それでは、主要施策の概要について説明いたします。引き続き、誇りと愛着、にぎわいと活力、子育て・教育、健康・生きがい、安全・安心をテーマに、全方位型のまちづくりを底上げしていくことで、定住地として選ばれ続けるまちを目指します。

一つ目の誇りと愛着のあるまちづくりについてです。生まれ育ったまちに対して誇りや愛着を育むには、町のアイデンティティーを感じ、町民同士の絆を深め、シビックプライドを醸成することが重要です。誇りと愛着を形成する観点から、懐かしい風景と愛しい思い出が残るまちを志向した施策を実施いたします。

小学校の建替事業について。海田町の未来を担う海田っ子たちが明日また行きたいと思える学び舎づくりを進めます。海田東小学校については、基本設計を令和7年11月に完了させ、切れ目なく実施設計に取り組んでいます。令和8年度中の工事着手を目指し、引き続き実施設計を進めます。海田小学校については、令和7年度に引き続き、基本構想の策定に取り組みます。

新駅の設置について。本町の人口維持や更なる人口増加に向けた施策の中心になる大

型プロジェクトでございます。令和7年度は、誘致に向けた検討にフェーズを上げ、新駅の設置がもたらす経済波及効果を推計いたしました。その結果、新駅設置に係る概算事業費約38億円に対し、約40億円前後の経済波及効果が期待でき、費用便益という視点から一定の効果があるものと評価をしております。この度の経済波及効果の推計結果を踏まえ、令和8年度は誘致に向けたより具体的な方向性を示すことができるよう、西日本旅客鉄道株式会社との協議を深めてまいります。

旧海田町役場庁舎跡地の活用について、当該跡地においてイベント開催に加え、西国街道の歴史散策や日浦山の登山拠点としての機能を持たせ、有料駐車場やトイレの整備を含めたコミュニティ広場の整備を行います。広場の整備後は、イベントの開催や各種団体への貸付け等を通して、西国街道を含めた地域の活性化を図ります。

町民センター・海田東公民館等複合施設整備事業について。海田東小学校の建替えに合わせて、現在の町民センター、海田東公民館及び海田東体育館を複合化した海田東地区の交流の拠点となる施設を整備するため、基本構想・基本計画の策定に着手いたします。

海田小学校敷地内併設施設検討事業について。海田小学校の建替えに合わせて、学校との相乗効果を生む施設の併設について、より良い合意形成と地域に根差した施設となるよう、町民意見や学識経験者等の知見も取り入れ、安全性に最大限留意した敷地の利用や機能の整理について、多角的な視点で検討を行います。

自治会の負担軽減活性化につきまして、まず、自治会の負担軽減については、自治会への連絡文書や手続きの簡素化・スリム化など、事務負担の軽減を中心に取り組み、自治会から一定の評価を得ました。令和8年度は、更なる負担軽減を図るため、地域の実情に応じて、広報の配布方法を選択できる制度に移行いたします。次に、自治会の活性化については、地域コミュニティが希薄化する中で、世代間の交流を促し、顔の見える関係や共助の精神を育めるよう、町民同士が交流する取組に対して助成する制度を継続実施いたします。また、自治会への関心を高め、参加のきっかけとなるよう、ホームページで特徴的な取組を紹介するとともに、横展開を促すため事業実施のノウハウやポイントも積極的に発信いたします。

町の歴史文化に関する取組について、西国街道の修景化を図り、町内外からの来訪を促す環境整備の一環として、夜の旧千葉家住宅の景観に配慮したライトアップ照明を設置いたします。

二つ目のにぎわいと活力のあるまちづくりについてです。ヒト・モノなどを呼び込むためには、広島都心への近さや交通結節点としての立地特性を踏まえ、官民の積極投資を引き出すことが重要です。にぎわいと活力を創出する観点から、未来につながる新たなチャレンジが生まれるまちを志向した施策を実施いたします。

海田総合公園の整備について。総合公園の来訪者を増やすためには、施設や設備に対するニーズ等を的確に把握した魅力的な公園づくりが不可欠なため、キャンプ、アウトドアやスポーツの運営管理などに精通した民間事業者等のアイデアを取り入れた計画づくりを行います。第2期整備区域において、令和6年度から舗装整備を進めてきたキャンプ場駐車場については、早期に施設整備を完了させ、自然との触れ合いを楽しみに来られる来訪者に対して、より快適な利用環境を提供いたします。また、同区域内の多目的広場には安全対策といたしまして、フェンスを設置し、暫定供用を開始いたします。

都市計画道路の整備につきまして、中店窪町線について、令和7年度に町道14号線と県道海田市停車場線を連絡する付替道路を整備したため、令和8年度からサンピア・アキ南側の道路の拡幅工事に着手し、令和9年度の完成を目指します。畝曾田線の(仮称)新畝橋について、瀬野川左岸側の橋脚と橋台を接続する上部工事及び瀬野川右岸側の橋脚の工事に着手いたします。加えて、瀬野川右岸の道路整備に必要な用地取得にも着手し、令和11年度の完成を目指し、計画的に整備を進めてまいります。県道矢野海田線の西浜交差点の改良事業について、令和7年度に用地取得できたため、令和8年度は県道部分との接続について広島県と調整した上で工事に着手いたします。また、広域的な交通の円滑化や地域の活性化を図るため、周辺自治体と連携しながら、国や県に対して、広島市東部地区連続立体交差事業の着実かつ確実な整備推進、広島南道路の早期完成を直接要望してまいります。

ウォーカブルなまちづくりについて。歴史的建造物など地域資源が点在する西国街道沿いのエリアを対象に、歩いて楽しいまちづくりを推進するため、回遊性を促す取組を検討いたします。

商工業振興について。新規創業や魅力的な店舗の開店を促すことにより、中長期的に地域経済のパイを大きくするとともに、日々の生活の豊かさの向上を目指します。創業間もない中小企業者への補助を継続実施することに加え、実績のある事業者による町内での新たな出店等に対し、開店に伴う設備投資に係る費用の一部を補助する制度を新たに立ち上げます。

三つ目の子育て・教育のまちづくりについてです。こどもまんなか社会の実現に向けて、ネウボラ事業に加え、子育てにかかる経済的負担の軽減や、多様な居場所づくりなど、こどもに関する取組を充実させていくことが重要です。子育て・教育のまちづくりを推進する観点から、切れ目なく成長し、学習し続けるまちを志向した施策を実施いたします。

保育料の多子軽減制度の拡充について。多子世帯の保育所等の利用に伴う経済的負担を支援し、子育てしやすい環境を整えます。令和8年9月から、多子世帯に対する保育所等の保育料の軽減措置を拡充し、兄弟の年齢や保育所等の利用にかかわらず、第2子の保育料を半額に、第3子以降の保育料を無料にいたします。

乳幼児等医療費助成制度の拡充について。こどもの医療費に係る経済的負担を軽減することで、全てのこどもの健やかな成長を支援し、子育て世代が安心して暮らせる環境を整えます。令和8年4月から、乳幼児等医療費の助成の所得制限を廃止し、令和8年10月から対象年齢を18歳年度末までに拡大をいたします。制度拡充に合わせて名称をこども医療費に変更いたします。

こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザの空間改修について。学校・職場・家庭以外の第三の場所として、子育て世代を中心に多くの町民が集まり、交流できる場とするため、1階ロビーの内装改修やインテリアの入替えによる空間リニューアルを行います。また、こうわシンギュラリティ高校ひまわりプラザをより身近に感じてもらい、家族全体、地域全体での子育てを推進していくため、多世代で楽しめる子育てフェスタを開催いたします。

保育施設と児童クラブの整備について。保護者の就労ニーズの多様化に応えるため、海田町こども計画に基づき、令和7年度に整備した海田みどり幼稚園と海田みどり児童クラブを令和8年4月から開所いたします。

乳児等通園支援事業の開始について。令和8年4月から、国の施策として通称こども誰でも通園制度が開始されることを受け、本町でも全てのこどもの育ちを応援し、全ての子育て家庭への支援を強化するため、制度の運用を開始いたします。

おむつ支給事業の実施について。生後12か月までのこどもを育てる家庭に対し、おむつを6回支給することを通して、子育て家庭の経済的負担の軽減とこどもたちの健やかな成長の見守り支援を両立できているため、令和8年度も継続実施いたします。

海田っ子応援基金の活用について。町立小中学校の児童生徒たちが充実した教育環境

の中で成長できるよう、令和7年度に創設した海田っ子応援寄附金について、249件、515万7,000円の寄附がございました。この寄附金は、海田っ子応援基金に積み立て、教育備品の購入など、学習活動や教育環境の充実に活用していきます。寄附金を寄せられた方や寄附を検討されている方に対し、この基金の趣旨が分かるよう、ホームページや広報を通して基金の活用報告をするなど、より多くの寄附が集まるよう工夫しながら取り組んでいきます。

学校体育館の空調設備整備につきまして、昨今、国から避難所となる学校施設の防災機能の強化を一層推進するよう求められており、避難所における熱中症対策も喫緊の課題となっております。このため有事における避難所の環境改善、機能強化を図り、併せて、平時における児童生徒等の体調管理や熱中症対策に計画的に取り組めます。令和8年度は、海田中学校体育館及び海田西中学校体育館・武道場を対象に、空調設備の整備に向けた実施設計を行い、令和11年度には全ての町立小中学校の体育館及び武道場の空調設備整備の完了を目指します。

学校のデジタル環境整備について。令和7年度は、教職員用パソコンの更新に合わせて、校務サーバーのクラウド化やセキュリティ対策の強化など、校務のDX化に取り組み、教職員の働き方改革を推進いたしました。現在、GIGAスクール構想の第2期に向け、児童生徒1人1台端末更新の準備を進めており、3月末までに納品を完了し、4月に児童生徒へ配布する予定としております。令和8年度は、小中学校に出欠席アプリを導入し、児童生徒の出欠管理の工数を削減するとともに、従来、紙で配布していた学校からのお便りをペーパーレス化いたします。また、中学校に採点支援ソフトを導入し、教職員の更なる負担軽減を図ります。デジタル環境の整備改善により、教職員のこどもたちと関わる時間を増やし、学びの充実や教職員の働きやすさにつなげていきます。

小中一貫教育の充実について。学習意欲の向上や対人関係の構築につなげることを目的に、9年間を見通した道徳カリキュラムを作成し、全町ぐるみの小中一貫道徳教育を引き続き実施いたします。生活科や総合的な学習の時間では、海田町の歴史文化を学ぶ学習や職場体験学習など、地域資源、地域人材の活用によるリアルな体験を重視した学習活動の充実に取り組めます。

学校給食の更なる充実について。保護者の経済的な負担軽減を図りながら、栄養バランスが取れた質の高い給食を安定的に提供するとともに、広島県産の食材を活用した海田町独自の献立計画を立てるなど、海田っ子の成長を育む小中一貫食育を進めていきま

す。町立小中学校の給食を町内で調理し、提供するための給食の共同調理場について、海田東小学校の校舎建替えに合わせて、計画中の給食調理場は令和8年度中の工事着手を目指し、引き続き、実施設計を進めます。

学校給食の無償化の拡大について。令和8年度から、国の施策として、給食費負担軽減交付金が創設されるため、この交付金の活用とこの交付金で足りない分を町がカバーすることで、小学生の学校給食費を無償化いたします。中学生の学校給食費については、引き続き、3年生は無償化するとともに、1、2年生は物価高騰分を支援いたします。

海田町教育大綱に基づく施策展開について。令和8年度から開始する新たな海田町教育大綱の下、町民が生涯を通じて学び続けることで成長を実感し、生きがいや人生の意義、持続的な幸福感を得るなど、個々のウェルビーイングの実現に向けて学校教育と社会教育が連携し、家庭教育・家庭学習を支援していく教育施策を展開していきます。

家庭教育・家庭学習の支援について。放課後子供教室や学びの広場を拡充した取組として、長期休暇中に学校教育と生涯学習が連携した小中学生のための学習会の開催や、社会教育施設で実施しているジュニアスクールなどの体験型講座を充実させるなど、学校や地域が一体となった家庭教育・家庭学習の支援を進めていきます。

四つ目の健康・生きがいのまちづくりについてです。住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるため、町民一人ひとりが社会とつながり、主体的な健康づくりが重要です。健康寿命の延伸を図り、元気に活躍する高齢者を増やし、一生、自分らしく生きられるまちを志向した施策を実施いたします。

健診受診の推進について。生活習慣病の早期発見・重症化予防につながる健診受診を促すため、集団健診について、自身の都合に合わせた受付時間の指定が可能となる健診申込受付管理システムを新たに導入してまいります。

高齢者いきいき活動ポイント事業について。高齢者の地域活動への積極参加を促し、新たな担い手を掘り起こすため、インセンティブとなるプレミアムチケット交付事業を本格的にスタートいたします。

高齢者の相談支援体制の機能強化について。高齢者の総合相談支援窓口の人員体制の拡充や緊急対応の迅速化を図り、より効果的な高齢者への相談支援体制を構築するため、令和8年4月から地域包括支援センターの運営を民間事業者へ委託し、高齢者を取り巻く複雑化・複合化する課題に対応してまいります。

地域福祉の推進につきまして、犯罪被害者等支援条例を制定し、犯罪被害者等が再び

平穏な生活を送ることができるよう、経済的負担の軽減などの支援を行います。また、令和9年度から令和11年度までの3か年における障がい福祉サービスの提供体制や自立支援給付等の円滑な実施に向けて、次期障がい福祉計画・障がい児福祉計画を、高齢者福祉や介護保険における目標や施策を定める次期、海田町高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定いたします。

幅広い世代の健康を増進につつまして、若い世代からシニア世代まで幅広い世代に健康の大切さを知っていただき、日々の生活に生かしていただくため、楽しみながら体験できる健康食育フェスタを開催いたします。

五つ目の安全・安心のまちづくりについてです。本町は豊かな自然環境を享受している一方、自然災害はいつどこで起こるか分からないからこそ、平時から自助・共助・公助について確認し合い、考え合い、将来起こり得る自然災害の被害を最小化できるよう、三位一体で災害に強いまちづくりを進めていくことが重要です。地球環境の保全に配慮し、激甚化・頻発化する自然災害に備える、人の意識と自然の恵みで、未来を守るまちを志向した施策を実施いたします。

防災体制の強化につつまして、甚大な被害が想定されている南海トラフ地震に対して、平時からの防災力の強化を図るべく、食料飲料等の計画的な備蓄や、職員、自主防災リーダー等の人材育成、防災関係団体との連携強化を図ります。

自助・共助の意識向上につつまして、令和7年度の防災フェアでは、1,438人もの方に御来場いただき、参加者から自助の意識を高めることに役立ったと好評を得たため、令和8年度も継続実施いたします。防災について考え、行動を促す企画を検討してまいります。また、自助と共助の確認や強化を図るため、地域の出前講座等において実地での訓練等の実施を支援いたします。

防災行政無線について。町民に対して迅速かつ広範囲に情報伝達する手段を確保するため、現行機器の更新に関する基本計画の策定後、令和8年度中に実施設計に取り組む予定としております。

避難行動要支援者支援事業につつまして、自力で避難することが難しい要支援者の安全確保に向け、システムの機器を更新し、民生委員や自主防災組織等の避難支援機関協力の下で、要支援者の個別避難計画の策定を進めます。

土砂災害対策につつまして、三迫三丁目地区で整備中の出合橋の架替えと関連道路工事について、上半期中を目途に全てのインフラ強靱化事業を完了させ、仮設迂回路の撤

去工事を行います。三迫二丁目地区で整備中の町道6号線バイパス事業について、令和7年度に引き続き、残りの未買収部分の用地取得に向けて、地権者との交渉を進めます。

地震対策について。南海トラフ地震等の巨大地震に対して、民間建築物の耐震化を後押しするため、令和8年度末に計画期限を迎える耐震改修促進計画を改定いたします。木造住宅の耐震診断や耐震改修、避難路や通学路に面するブロック塀等の安全対策に関する補助制度を継続実施いたします。

浸水対策について。森川の河川改修工事について、地元調整に一定のめどが立ったため、県道瀬野船越線との合流部の集水桝改修を行います。瀬野川左岸排水区昭和雨水幹線整備工事について、令和8年度も継続実施いたします。竹貞分区の浸水対策について。令和7年度に竹貞第2暫定ポンプを増設し、排水処理能力の増強を図りました。令和8年度は曾田地区内での貯留施設の整備に向けて、東広島バイパス側道部の道路管理者との道路占用に関する協議を進めます。県が実施する砂防事業につきまして、早期着手及び早期完成に向けて、引き続き、関係機関に強く要望してまいります。

橋りょうの老朽化対策について。5年ごとの法定点検の結果、修繕が必要と判定された橋りょうの詳細設計を行うとともに、ひまわり大橋の橋桁の断面修復などの改修や照明配線の更新などの修繕工事を行います。

水道の老朽化対策・安定供給について。老朽化した基幹管路の更新と計画的な管路の耐震化を推進するため、国信浄水場系基幹管路の更新工事を継続実施いたします。浄水場の運転管理について、人材の確保が困難な中、持続可能な体制を構築するため、令和8年度から浄水場運転管理を民間事業者へ委託いたします。将来にわたり必要となる管路等の更新を着実に進め、水道水を安定的に供給するため、令和8年4月から水道料金を改定し、改定後の新料金は令和8年6月検針分から適用いたします。

下水道の整備について。下水道の未整備地区の山畝地区の整備について、令和7年度の実施設計に続き、令和8年度は工事に着手いたします。

関係機関への要望活動について。二級河川尾崎川水系河川整備計画に基づく尾崎排水機の増設や広島市東部地区連続立体交差事業などを対象に、早期完成に向けて、整備の加速化を図るなど、議会と合同実施した要望活動を継続実施いたします。特に、尾崎川に関する要望活動については広島県の予算の確保や排水路移設工事着手など成果が一部あらわれており、事業の進捗を実感しているところでございます。議会に対しまして厚く御礼を申し上げるとともに、今後ともお力添えをお願い申し上げます。

環境意識の向上について。環境問題に対する意識を高め、日常生活での行動変容を促すことや地域におけるエコ活動の普及啓発を目的に、環境フェアを開催いたします。

最後に、予算の概況について御説明をいたします。令和8年度一般会計予算は予算総額136億8,600万円で、令和7年度に比べて3億5,500万円、2.5パーセントの減となりました。歳入につきましては、賃金上昇の影響による個人町民税の増などにより、町税が前年度比3.0パーセントの増収を見込んでおります。歳出につきましては、義務的経費である人件費・扶助費・公債費が前年度比4.2パーセントの増額を見込んでおります。借金に当たる町債の発行は約5.8億円、貯金に当たる財政調整基金の取崩しは5億224万円にとどめ、今後の大型事業を見据え、町債の発行額を抑え、基金取崩額を増加させることなく予算を編成いたしました。今後、複数の大型事業に伴い、多額の財政需要が見込まれる状況下においても、本町のまちづくりにとって必要な新たなハード・ソフト事業を実施するため、国・県の政策動向を注視・把握し、特定財源を確実に獲得するとともに、財政調整基金も活用して適切に対応してまいります。なお、物価高対策については、令和7年度補正予算において、町民1人当たり8,000円の物価高対応くらし応援金などの予算を措置いたしました。令和8年度に繰り越しながら切れ目なく取り組んでいるところであり、引き続き、関係機関と十分な連携を図りながら、町民の皆様の生活支援に注力してまいります。

現在、国の財政・金融環境は大きな転換局面にあります。日本銀行は長期にわたる金融緩和政策の修正を進めており、長期金利は上昇基調にあります。今後、国債利回りの上昇が地方債利率へ波及することは不可避であり、起債依存度の高い大型投資事業を抱える自治体にとって、公債費負担の増大は現実的なリスクになっております。加えて、建設資材価格や労務単価は依然として高騰局面にあります。公共工事設計労務単価は、ここ数年で大幅に引き上げられており、令和7年度は前年度比4.5パーセントもの引上げ幅となりました。これらは、当初想定していた事業費を大きく上振れさせる要因であり、入札不調の頻発も全国的な課題となっております。更に、国においては消費税減税を含む税制見直しの議論も行われており、仮に減税が実施された場合、地方消費税交付金の減収など、本町の歳入構造にも直接的な影響を及ぼす可能性があります。

本町におきましては、今後、公共施設の老朽化対策、小学校建替え、都市基盤整備など、複数の大型事業が時期を重ねて進行する見込みで、かつて経験したことのない投資需要期を迎えます。いずれも将来世代への責任として先送りできない事業である一方で、

起債残高の累増、財政調整基金残高の減少、経常収支比率の上昇といった財政指標の悪化を招くリスクを内包しております。とりわけ、金利が上昇した場合の公債費への影響は長期に及ぶため、厳格に管理する必要があります。将来財政は、一定の前提条件のもとに成立するもののため、前提が変動した場合の影響把握が不可欠となります。定期的な財政収支見通しの更新と、リスクを織り込んだシミュレーションを政策判断の基礎に据えることで、将来世代に過度な負担を残さない財政運営を徹底いたします。

以上、ここに述べました町政運営に関する方針と主要施策にのっとり、海田町のポテンシャルを最大限引き上げられるよう努力してまいります。

道は険しくとも、財政の持続可能性と未来への投資を両立させ、町民の皆さまの信頼や安心が築けるかどうかということをお肝に銘じながら、引き続き、10年後、誰もが憧れるまちの実現に力を尽くしてまいります。

町民の皆様、町民を代表される町議会議員の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。以上です。

○議長（桑原）以上で施政方針を終わります。

本日の議事日程は終了する見込みがございません。したがって、会議規則第23条の規定により、これにて延会したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決めます。

午前11時47分 延会